

平成20年2月

平成20年度当初予算の概要

山形県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	新たな後期高齢者医療制度について	1
(1)	医療制度改革の経緯	1
(2)	後期高齢者医療制度の創設	1
(3)	老人医療制度と後期高齢者医療制度の比較	2
(4)	広域連合の設立	4
2	平成20年度当初予算編成の基本方針について	4
3	一般会計予算について	5
4	特別会計予算について	5

1 新たな後期高齢者医療制度について

(1) 医療制度改革の経緯

日本は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現している。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化などに直面し、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務とされた。

平成 15 年 3 月 「医療制度改革の基本方針」 閣議決定

平成 17 年 6 月 「骨太の方針 2005」 閣議決定

平成 17 年 12 月 「医療制度改革大綱」 政府・与党医療協議会決定

- ① 安心・信頼の医療の確保と予防の重視
(治療重点の医療から、疾病の予防の重視へ転換)
- ② 医療費適正化の総合的な推進
(計画的な医療費の適正化対策を推進)
- ③ 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現
(新たな後期高齢者医療制度を創設)

平成 18 年 2 月 「医療制度改革関連法案」国会提出

平成 18 年 6 月 「医療制度改革関連法案」成立

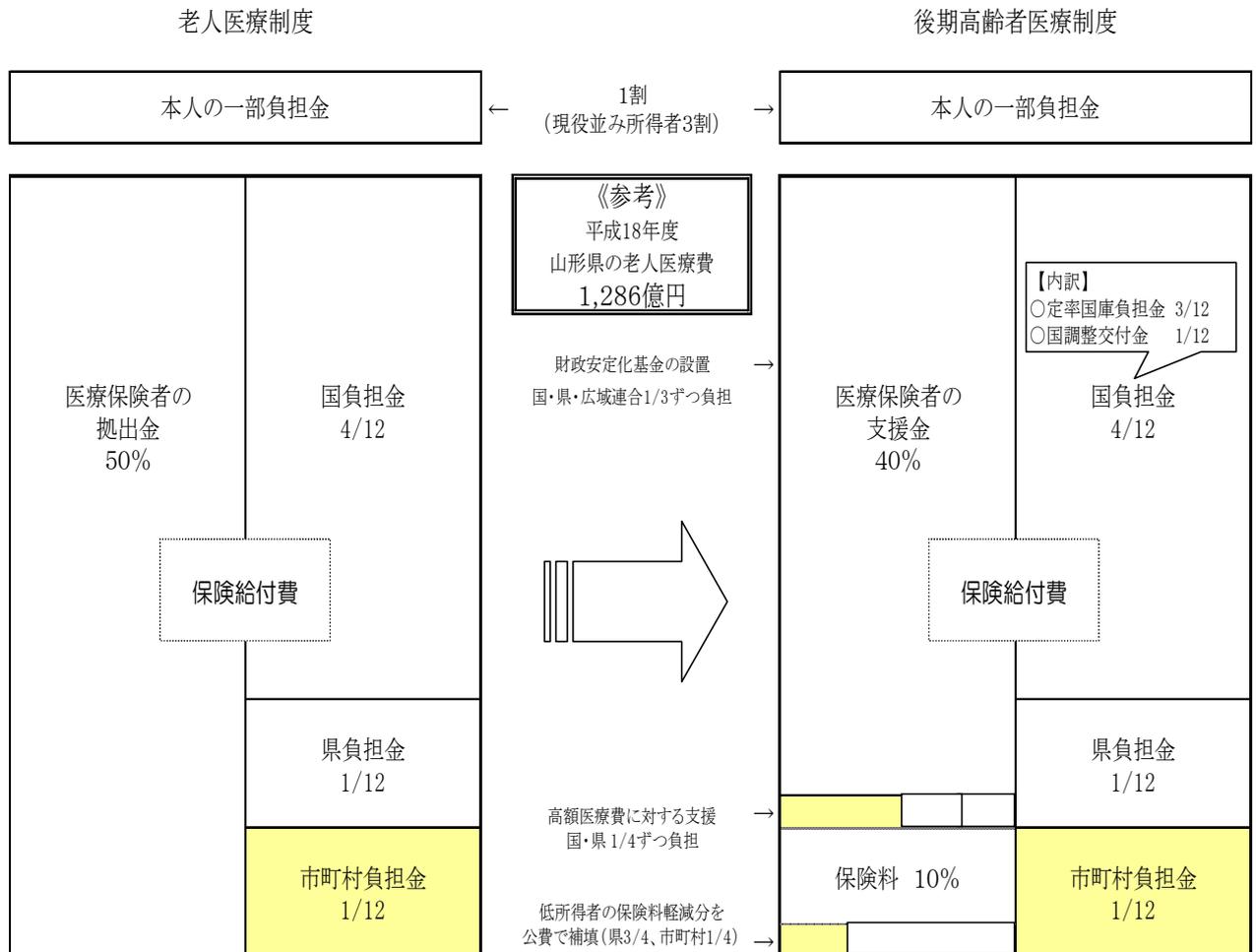
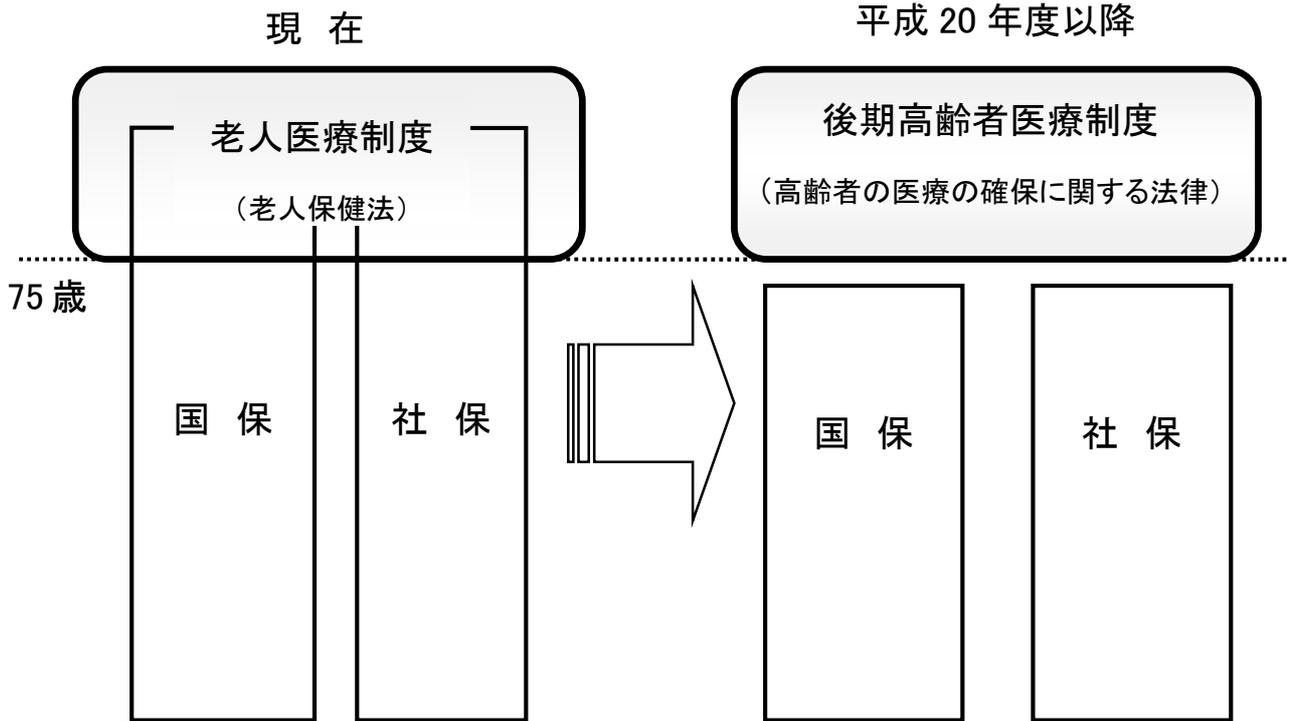
(2) 後期高齢者医療制度の創設

医療費の負担について国民の理解と納得を得ていく必要がある。国民医療費の 35% を占める老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行制度では、現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されている。このため、新たな高齢者医療制度を創設し、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とすることとされた。

75 歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成 20 年度に独立した医療制度を創設し、あわせて、65 歳から 74 歳までの前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度が創設された。

(3) 老人医療制度と後期高齢者医療制度の比較

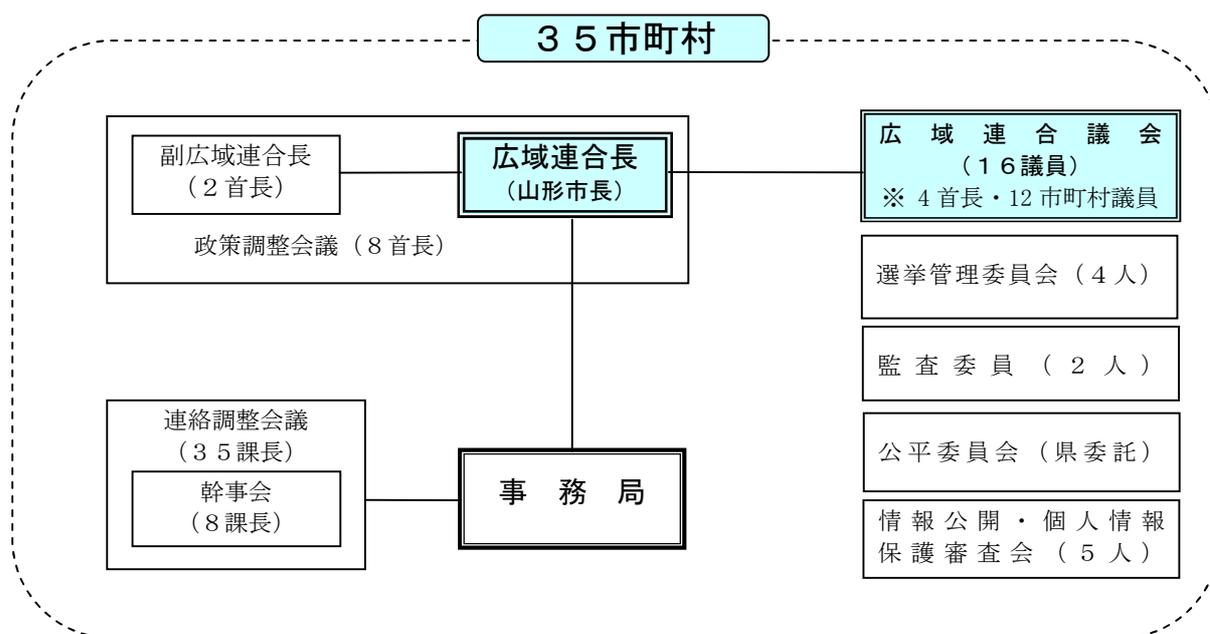
区 分	老 人 医 療 制 度	後期高齢者医療制度
仕組み	各医療保険者の共同事業	独立した医療(保険)制度
運営主体	市町村(老人医療事業主体) ・受給者に費用負担なし ・財政運営は各医療保険者	後期高齢者医療広域連合(県内全市町村加入) ・受給者は被保険者として費用負担あり。 ・財政運営は広域連合
保険料の 賦課徴収	各医療保険者(国保、被用者保険) ・国保(世帯主)高齢者本人が保険料納付 ・国保(世帯員)世帯主が高齢者分も納付 ・被用者保険(本人)高齢者本人が保険料納付 ・被用者保険(被扶養者) <u>保険料負担なし</u>	後期高齢者医療広域連合(市町村) ・高齢者(被保険者)すべてが保険料を納付 (保険料徴収は市町村)
医療費の 支出	市町村	広域連合
患者の一部 負担	医療費の1割 (ただし、現役並み所得者は、3割)	医療費の1割 (ただし、現役並み所得者は、3割)
財源構成	各保険者からの拠出金5割、公費5割	保険料1割、現役世代の保険者からの支援金4割、公費5割
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、各医療保険制度に加入しながら、老人医療制度(市町村)から給付を受ける。 ・給付事業者(市町村)と費用負担者(保険者)が分離している。 ・高齢者は各医療保険制度の保険料を負担するが、若年者の保険料と一括して各保険者の収入となる。 ・各保険者は、給付主体である市町村に拠出金を支出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は市町村(広域連合)に保険料を納付し、広域連合(市町村)から給付を受ける。 ・給付事業者と費用負担者が一致している。 ・高齢者の保険料は、広域連合の収入となる。 ・現役世代の保険者は、広域連合に支援金を支出する。
改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・運営責任が不明確 ・現役世代と高齢者世代の費用負担関係が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営責任が明確に ・現役世代と高齢者世代の費用負担関係が明確化



(4) 広域連合の設立

後期高齢者医療制度の運営主体として、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合（地方自治法に基づく特別地方公共団体）の18年度中設立が義務付けられた。

本県では、平成19年2月1日、山形県知事の許可を受けて「山形県後期高齢者医療広域連合」を設立し、山形市長が広域連合長に就任した。



2 平成20年度当初予算編成の基本方針について

平成20年度は、後期高齢者医療制度が施行される年であり、これまでの準備段階とは異なり、一般会計のほか後期高齢者医療事業の本体となる医療給付費を主とする特別会計を設置する。

また、平成20年度の事務局体制について、当初計画では4名増の26名としていたが、事務の精査及び外部委託（広域連合電算処理システム運用ほか）の推進により、派遣職員数は平成19年度と変わらずの22名のままで運営する。

ただし、現行臨時職員1名のほか新たにレセプト分析の嘱託職員1名を増員する。事務局運営経費については、寒河江市への事務所移転費用を盛り込みつつ、平成19年度の実績を基に、必要最小限の編成に抑制する。

後期高齢者医療制度の運営にかかる特別会計の予算については、先の11月議会で決定された保険料率などに基づき、制度に則った適正な見積りに努める。

3 一般会計予算について

一般会計予算は、主に事務局経費である総務管理費ほか、議会費、選挙管理委員会費、監査委員費を計上しており、総額は1億6,050万円である。

歳入、歳出の主な項目については、以下のとおり。

(1) 歳入予算について

① 1款 分担金及び負担金

市町村からの負担金1億5,052万9千円を見込んでおり、各市町村の負担金の額は、広域連合規約第18条に定める共通経費のルールに基づき、均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%により算定した額である。

② 2款 繰越金

前年度からの繰越金996万9千円を計上している。

③ 3款 諸収入

預金利子等2千円を計上している。

(2) 歳出予算について

① 1款 議会費

定例会開催(7月、2月)にかかる経費、及び議員報酬など71万8千円を計上している。

② 2款 総務費

1項総務管理費については、市町村からの18名の職員派遣にかかる人件費負担金1億3,543万6千円のほか、事務局経費など、総額1億5,457万5千円を計上している。2項選挙費は、委員会開催経費8万1千円を、3項監査委員費は、監査にかかる経費12万6千円をそれぞれ計上している。

③ 3款 予備費

不測の事態に対応するため、500万円を計上している。

4 特別会計予算について

特別会計予算は、療養の給付や葬祭費の支給などの保険給付費、被保険者の糖尿病など生活習慣病の早期発見を目的とした健康診査にかかる保健事業費、給付増等に伴う資金不足に備えるための基金への拠出(県財政安定化基金拠出金)のほか、総務費、特別高額医療費共同事業拠出金について計上している。

(1) 歳入予算について

① 1 款 分担金及び負担金

市町村からの負担金 193 億 6,743 万 3 千円を計上している。

1 項 1 目事務費負担金は、後期高齢者医療制度運営にかかる一般管理費に充てるため 4 億 7,234 万 2 千円を計上しており、各市町村の負担金の額は、広域連合規約第 18 条に定める共通経費のルールに基づき、均等割 10%、高齢者人口割 45%、人口割 45%により算定した額である。

2 目保険料等負担金は、100 億 2,775 万 1 千円を計上しており、内訳は、広域連合が賦課し市町村が徴収する保険料 79 億 9,950 万円及び低所得者に係る保険料軽減分への保険基盤安定繰入金(県 3/4、市町村 1/4 負担) 20 億 3,220 万 1 千円を計上するとともに、平成 20 年度限り行われる被扶養者の保険料負担の激変緩和措置に伴う保険料凍結分 5 億 6,498 万円 4 千円については差し引いて計上している。

3 目療養給付費負担金 88 億 6,734 万円は、自己負担割合が 3 割の現役並み所得者を除いた、自己負担割合が 1 割の被保険者の保険給付費に対する市町村の定率負担 (1/12) 分の計上である。

② 2 款 国庫支出金

1 項国庫負担金 1 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 3 割の現役並み所得者を除いた、自己負担割合が 1 割の被保険者の保険給付費に対し、国が一定割合 (3/12) 支出するもので、266 億 202 万 1 千円を計上している。

2 目高額医療費負担金は、高額な医療費 (レセプト 1 件当たり 80 万円超) について、1/2 を公費で負担するもので、国の負担割合 (1/4) に応じた 2 億 3,174 万 7 千円を計上している。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金は、広域連合間の財政力等に応じ交付され、109 億 8,686 万 1 千円を計上している。

また、2 目民生費国庫補助金は、保健事業実施にかかる補助金 3,604 万 9 千円を計上している。

③ 3 款 県支出金

県からの支出金 90 億 9,908 万 7 千円を計上している。

1 目療養給付費負担金は、国庫支出金同様、自己負担割合が 3 割の現役並み所得者を除いた、自己負担割合が 1 割の被保険者の保険給付費に対し、県が一定割合 (1/12) 支出するもので、88 億 6,734 万円を計上している。

2 目高額医療費負担金も、国庫支出金と同様、県の負担割合 (1/4) に応じた 2 億 3,174 万 7 千円を計上している。

④ 4 款 支払基金交付金

保険者から支払基金が後期高齢者支援金を徴収し、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対し交付するもので、自己負担割合が3割の現役並み所得者を除いた、自己負担割合が1割の被保険者の保険給付費の40%、及び現役並み所得者に係る保険給付費の90%に相当する額、476億1,439万9千円を計上している。

⑤ 5款 特別高額医療費共同事業交付金

特別高額医療費共同事業は、著しく高額な医療に関する給付（1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円超の部分）について、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため行われるものであり、本県の予想額に対する交付金として2,200万円を見込み計上している。

⑥ 6款 繰入金

平成20年度限り行われる被扶養者の保険料負担の激変緩和措置に伴う保険料凍結にかかる財源措置として、平成19年度に国からの交付金で造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金から全額繰入れの5億6,960万円を計上している。

⑦ 7款 諸収入

延滞金、預金利子等3千円を計上している。

(2) 歳出予算について

① 1款 総務費

1項総務管理費1目一般管理費は、広域連合電算処理システム運用委託、レセプト点検及び画像化の委託ほか、医療費通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、また一時借り入れした場合の利子等で、4億6,573万7千円を計上している。

2項賦課徴収費は、保険料の納付勧奨のためのリーフレット作成費と市町村への郵送経費のため、607万1千円を計上している。

② 2款 保険給付費

1項療養諸費については、1,117億1,547万6千円を計上している。内訳は、1目療養給付費1,110億8,240万4千円、2目訪問看護療養費2億228万1千円、3目移送費10万円、4目審査支払手数料4億3,068万5千円をそれぞれ計上している。審査支払手数料は、レセプトの審査、医療機関への支払いを国民健康保険団体連合会に委託する手数料である。

2項高額療養諸費は、自己負担額が世帯の状況に応じた限度額を超えた場合支給するもので7億3,569万9千円を計上している。

3項その他医療給付費の葬祭費については、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行ったものに5万円を支給するもので、5億2,750万円を計上している。

③ 3款 県財政安定化基金拠出金

広域連合の保険財政の安定化を図るため、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や給付費が見込みを超えて増加した場合の財政不足等に備えるため、県が設置する財政安定化基金（6年間で18億円、国1/3・県1/3・広域連合1/3）への拠出として、9,700万円を計上している。

④ 4款 特別高額医療費共同事業拠出金

特別高額医療費共同事業は、著しく高額な医療に関する給付（1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円超の部分）について、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため全国規模で行われるものであり、実施団体である国民健康保険中央会への拠出金として、2,200万円を計上している。

⑤ 5款 保健事業費

被保険者の糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的とし、健康診査を行う事業である。実施にあたっては、市町村に委託することにしており、2億1,932万7千円を計上している。

⑥ 6款 予備費

想定外の事務経費及び平成20年度、21年度において同じ保険料率を設定することにより20年度に発生する保険料余剰分として、7億4,024万円を計上している。